

令和4年度第二次補正予算 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 生活困窮者自立支援の機能強化事業について



こちらの
QRコードから
視聴できます

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自立相談支援機関の皆様へ（動画①の再掲）

- ・ 特例貸付の償還が免除又は猶予された借受人は、生活に困窮している場合も多いことから、自立相談支援機関による支援の必要性が高いと考えています。
- ・ このため、自立相談支援機関においても、**生活困窮者の自立に向けた支援を実施する本来の役割**として、必要な支援を実施していただきますようお願いします。

1. 社会福祉協議会との連携

- ・ 社会福祉協議会から借受人に関する情報提供を受ける際は、円滑に相談支援を行うことができるよう、**都道府県・市町村社会福祉協議会との間で、予め情報共有の方法について調整するなど、連携体制の構築**をお願いします。

2. 借受人への支援としてお願いしたいこと

（1）償還困難な方が相談に来たときの対応

- ・ 生活保護を受給しているなど償還免除の要件に該当する場合は、社会福祉協議会につないでください。
- ・ **「猶予を行うことが適当である」旨の意見書の作成**にご協力をお願いします。償還が困難な方について、償還猶予とする要件の1つに「自立相談支援機関の意見書の提出」があります。

※判断に悩む場合は、厚生労働省までご相談ください。

※提出の際は、都道府県・市町村社会福祉協議会に事前に連絡するなどご調整ください。

（2）生活再建に向けた支援

- ・ 償還免除となった方・償還猶予中の方に対して、訪問等によるアウトリーチや家計改善支援事業の活用など、**生活再建に向けた積極的な支援**をお願いします。

福祉事務所設置自治体の皆様へ（動画①の再掲）

1. お願いしたいこと

（１）自立相談支援機関の支援体制の整備

- ・ 償還免除や償還猶予が決定された借受人等の生活再建に向け、自立相談支援機関において必要な支援を行えるよう、支援体制の整備をお願いします。

（２）家計改善支援事業の実施・充実

- ・ 借受人への支援では、家計支援を通じた収支の安定や債務整理へのつながりが効果的であると考えられるため、**家計改善支援事業の積極的な実施**や体制の充実をお願いします。
- ・ その他、以下の実施もご検討ください。
 - ・ 債務整理に向けた、弁護士等との連携を含めた**法律相談の実施**
 - ・ **借受人の債務整理を行った場合の都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会への情報提供**
（償還免除の要件に該当する場合があるため）

（３）関係機関との連携

- ・ 償還が困難な借受人を様々な経路から把握し、早期に必要な支援を行うことができるよう、**支援会議等も活用**し、ハローワークなど**関係機関との情報共有・つながりなどの連携体制の構築**をお願いします。

2. 活用可能な予算

- ・ 上記の取組については、**令和４年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」**の活用が可能です。詳しくは動画②をご参照ください。

※活用例・・・自立相談支援機関における相談支援員等の加配、債務整理のための弁護士等との連携、地域のNPO法人等との連携体制の構築 など

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（都道府県等実施分） 49億円の内数
（令和4年度補正予算案）

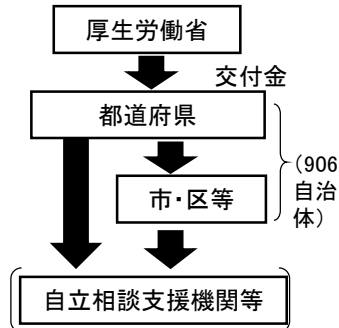
【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
（福祉事務所設置自治体、
906自治体）

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国3／4
⑧ 国10／10

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援（1団体50万円上限）
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

生活困窮者自立支援の機能強化事業のメニュー

① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化

特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等への生活再建に向けた支援を行うため、自立相談支援事業や家計改善支援事業等の通常配置している相談支援員等とは別途、**相談支援員等を加配するほか**、訪問支援から関係機関への連絡調整や同行支援、定期的な見守り支援等までを行う**アウトリーチ型の支援員を配置する等**、**個々の状況に応じたフォローアップ支援を行うための体制強化を図る。**

(活用例) 償還免除・猶予を行った特例貸付の借受人に対して、訪問等のアウトリーチを行い相談へのつなぎを行うアウトリーチ支援員の加配等

② 関係機関と連携した債務整理支援の強化

多重債務を抱えている者等について安定的な生活への再建を図るため、関係機関との連携や**無料法律相談会の開催、弁護士等への委託による法律相談等の支援**を行う。

(活用例) 無料法律相談会の開催費用、相談会に参加した弁護士等への謝金、旅費等

③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化

自立相談支援機関が、**独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な以下の自立相談支援機関の経費を補助**することにより、多様な支援ニーズに対応するための体制強化を図る。

(ア) 自立相談支援機関が連携するNPO法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費

(イ) フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費

(ウ) NPO法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費

(エ) その他自立相談支援機関がNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費（ただし、NPO法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。）

生活困窮者自立支援の機能強化事業のメニュー

④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

住居確保給付金の申請処理をはじめとした事務を行うための職員の雇用など、**事務処理体制を強化**することにより、相談支援員等の事務負担の軽減や支給事務の迅速化を図る。

(活用例) 住居確保給付金の事務を担う職員の加配 等

⑤ 多言語対応のための機器購入や、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施

外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器の購入や通訳の配置、各種案内・資料の外国語翻訳等を行う。

(活用例) 外国語のリーフレットの作成費用 等

⑥ 各種事業における関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備

ICTを活用した支援の実施等に必要な以下の経費を補助することにより、自立相談支援事業をはじめとした各種事業における事業間や関係機関との連携強化、オンライン相談の推進、アウトリーチ支援を行う際の支援記録の作成の負担軽減等を図る。

(ア) ICTを活用した事業間や関係機関との連携、オンライン相談、支援記録の作成を行うために必要な経費

(活用例) タブレット端末等の購入、アプリライセンス使用料、Wi-Fi環境整備 等

(イ) 就労準備支援事業等（就労準備支援事業、被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援等事業をいう。）において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援や機器整備、Eラーニング教材の作成や研修等を行うために必要な以下の経費

- ・ オンライン等で実施する就労支援メニューの開発支援や貸出用タブレット・モバイルWi-Fi等の通信機器の購入
- ・ 職場や行政サービス等、日常生活におけるオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな方が取り残されることがないように、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援に要する経費

生活困窮者自立支援の機能強化事業のメニュー

⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等

子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、事業実施者におけるインターネット回線の設置や通信機器の整備、Eラーニング教材の作成等による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等を行う。

(活用例)タブレット端末等の購入、インターネット回線の設置や通信機器の整備費 等

⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、以下（ア）プラットフォームを設置し、（イ）地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等に対し活動経費を補助することにより、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。

（ア）地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置

それぞれの地域で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により**生活に困窮される方々への対応や特例貸付の借受人等に対する生活再建に向けた支援のために**、どのような支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他NPO等の民間団体と連携して**生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い**、その結果を踏まえ、地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するための**プラットフォームを設置する。**

（イ）支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量の増加が認められる場合であって、以下の要件を満たすときは、1団体あたり50万円の範囲内で**活動経費を支援する。**

（対象経費）

プラットフォームにおいて必要と認められる支援を実施するために必要な経費（食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等）